

**地方自治月報第59号(総則・議会編) 訂正表
(P.562)**

3. 議会関係

(16) 懲罰処分に関する争訟の状況に関する調 (平成28年4月1日 から 平成30年3月31日 まで)

① 都道府県分 <該当なし>

② 市町村分

都道府県名	市町村名	処分年月日	懲罰の種類	処分の理由	審決申請年月日	審決年月日	審決要旨	出訴年月日及び裁判所名	判決年月日	判決の要旨	執行停止年月日
宮城県	岩沼市	H28. 9. 6	出席停止	当該議員の議会内における言動が議会の品位の尊重について定めた岩沼市議会会議規則第142条に反する。	H28. 9. 21	H28. 11. 22	申請却下 (理由) 本件処分は議会内部規律の問題であることから、本件審決の申請は不適法なものであり補正できない。	①H28. 12. 12 仙台地裁 ②H30. 3. 20 仙台高裁	①H30. 3. 8 ②係争中	①地方議員に対する出席停止処分の取消しを求める訴えは、裁判所法第3条第1項の「法律上の争訟」に当たらず、司法審査の対象とならないことから、「却下」の判決がなされたもの	
群馬県	みどり市	H28. 9. 27	除名	地方自治法第132条並びにみどり市議会会議規則第158条及び第160条に違反したため。	H28. 9. 27	H29. 3. 22	処分取り消し (理由) 本件処分の処分理由5つの内、4つが懲罰に値せず、残る1つも除名には値しない。				
神奈川県	葉山町	H28. 7. 25	除名	議員控室での覚せい剤の使用は、葉山町議会会議規則第101条「品位の尊重」に反する行為にあたるため。	H28. 8. 15	H28. 12. 20	棄却 (理由) 議員は町民の信頼に値する倫理性の自覚及び高潔性を保持することが求められるところ、自らが犯罪を犯し、しかも議員控え室に覚せい剤を持ち込んで使用する行為が議会の品位と名誉を大いに傷つけるものであることは明白である。				
新潟県	阿賀町	H28. 9. 6	除名	議員としての資質の欠如、議会の仕組みを何も理解していないこと、弁明を求められた中で職員を名指しする発言かつこれまで懲罰がかけられているにもかかわらず、全く反省もないため。	H28. 9. 26	H29. 3. 30	処分取り消し (理由) 懲罰の裁量権の行使としての懲罰の種類を選択が社会通念上著しく妥当性を欠くものであり、議会に与えられた懲罰権の裁量の範囲を逸脱したものと認めざるを得ないため。				
計	4団体				4件			1件			0件